

# 「にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援事業」業務委託仕様書

## 1 委託事業名

にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援事業

## 2 目的

令和2年度に実施し好評を得た「にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援事業」の支援内容を更に拡充し、市内外の消費者が実店舗やECサイトで購入した市内産農水産物の発送に係る送料を市が全額負担することで需要喚起や消費拡大に繋げるとともに、新型コロナウイルス禍で低迷する地域経済の活性化を図る。

## 3 業務期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで

## 4 事業内容

### （1）利用者

店舗やオンラインショップを利用する市内外の消費者（新潟市民以外でも利用可）

### （2）参加事業者

市内に事業所を有する農業者および農業生産法人、農業協同組合、漁業協同組合、水産物取扱業者等で、市内に一般消費者向けの農水産物直売所等の店舗を有し、またはオンラインによる販売を行っている事業者

### （3）支援内容

#### ① 支援対象品目

コメを含むすべての市内産農水産物（※水産物は加工品を含む）

※参考（令和2年度実施内容）

対象品目：市内産のくだもの、えだまめ、水産物（加工品を含む）

件 数：49,254 件（内訳：市内 2,031 件、県内 4,168 件、県外 43,055 件）

補 助 額：45,625,052 円

1 件当たり平均送料単価：約 930 円（クール便含む）

#### ② 購入金額の下限

3,000 円（税込）以上購入

#### ③ 送料補助の上限

全額補助

#### ④ 配送目標件数

70,000 件程度

#### (4) 実施期間

準備が出来次第～令和5年1月末 ※予算がなくなり次第終了

#### (5) 参加事業者募集方法

本事業プロポーザル（企画競争）で選定された方法により実施

### 5 業務内容

「2 目的」を達成する効果的な内容を企画すること。

#### (1) 事務局業務

① 事業の企画・運営

② 参加事業者の募集（事業説明会の開催を含む）及び参加資格の審査

・より多くの事業者が参加できる仕組みを提案すること。

・参加料は無料とすること。ただし、参加事業者が取り組む割引サービス等は参加事業者の負担とする。

③ 参加事業者からの送料補助書類審査

・「4（3）支援内容」の条件を客観的な方法で適切に確認する方法を提案すること。

④ 参加事業者又は配達業者への送料補助の支払い処理

⑤ 支援実績の進捗確認・報告（月1回程度）

⑥ 実績報告

※都道府県別配達先や市が指定する品目等のデータ集計及び傾向分析等

⑦ その他事業に関する問い合わせ等の対応

#### (2) 広報業務

① 本事業を県内外に周知させるための効果的な広報

② 本事業の紹介 web ページの設置及び管理

③ 参加事業者において掲示するポスター等の制作および施設への掲示依頼

#### (3) その他事業を遂行するために必要な業務

### 6 参考資料

・事業スキーム（昨年度実施した事業スキームであり、提案により変更可）

・令和2年度実施 補助実績状況

### 7 成果品等

成果品等については、Microsoft office 製品を用いて作成のうえ、紙面に印刷したものを指定した部数と、電磁的記録媒体で納入すること。また、業務にて使用した書類、伝票、領収書等については、事業終了後委託者へ提出すること。

### 8 留意事項

（1）業務遂行にあたり、関係法令を遵守すること。

（2）本事業を円滑に実施するため、委託者が必要と認めるときは、事業の進捗状況につい

て報告を求めることができる。

- (3) 業務遂行にあたり知りえた個人情報は、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (4) 受託者は、事前に新潟市の承諾を得た場合、本事業の実施にあたり、一部業務を受託者の責任において再委託できるものとする。
- (5) 本事業実施にあたり、作成したコンテンツ、広報デザイン、実績報告書等の成果品等は全て委託者に帰属することとする。第三者の著作物を使用する場合、委託者が成果品等をいかに使用しても、第三者から権利の主張がない状態で納品すること。
- (6) 本業務は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一環として実施するため、国の会計検査時に委託者から求めがあった場合、立会を拒まないこととする。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案者等の内容から変更・修正する場合がある。
- (8) 事業の趣旨に沿った効果的な提案があれば、本仕様書に記載のない事業であっても、新たな提案を妨げるものではない。
- (9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。
- (10) 業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。